平成２８年（フ）第７０号
奈良市学園朝日元町１丁目497番地の１　高木マンション３―203号
破産者　岡村　宏子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９３号
奈良県生駒市東菜畑２丁目938番地12
破産者　中濵　直人
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８３号
宮崎県都城市志比田町5188番地５　２号
破産者　上ノ瀬　理
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２８号
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑21番地
破産者　岡部　清子
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
川崎市中原区宮内１丁目４番12―203号、開始決定時の住所川崎市中原区宮内２丁目１番15―103号　ドミールエスポワール
破産者　小池　滋弘（旧姓水野）
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
香川県高松市春日町507―１、住民票上の住所香川県高松市内町３番10号
破産者　増田　光男
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４５号
香川県高松市鶴屋町１番８号　ルポーゼセルソ608号
破産者　増田フジ子（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５号
金沢市山王町１丁目244番地
破産者　吉岡　　仁
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
石川県羽咋郡宝達志水町子浦レ151番地
破産者　安達　利之
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第６４号
長野県伊那市美篶7162番地３
破産者　伊藤　　勝
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第５１０号
静岡県浜松市浜北区根堅2359番地の２
破産者　鈴木　正哉
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
静岡県浜松市南区安松町19番地の10ベルフィオーレＡ
破産者　川原　隆一
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
岡山県倉敷市連島３丁目１番５号　田頭ハイム28号、破産手続開始決定時の住所岡山県倉敷市水江114番地12
破産者　井原　弘子
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

免責許可決定

平成２８年（フ）第２８号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1698番地７
破産者　加藤　順一
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第３１号
京都府亀岡市北河原町１丁目４番18―302号
破産者　井内　栄司（旧姓池場）
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
京都府亀岡市余部町下条31番地１、前住所京都府亀岡市大井町並河新戸19番地４
破産者　小島しげ子
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第５００号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目７番20号
破産者　柳澤よし子
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２３号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目11番10―501号
破産者　猪俣　順子
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５４７号
兵庫県尼崎市神田北通６丁目176番地　プラザ神田401、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1453号
破産者　岡澤　桂子
1　決定年月日　平成29年１月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係